

生涯学習社会における小学校経営

真柄 正幸
(新潟市立万代長嶺小学校)

1 はじめに

平成18(2006)年12月22日に新しい教育基本法が公布、施行された。同法第3条「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」の規定により、生涯学習の理念が明らかにされた。このことは、これからの目指す社会が「生涯学習社会」であることを明確に示したことにおいて意義が大きい。

また、教育基本法を受けて平成20(2008)年4月1日に施行された学校教育法は、生涯学習の理念に基づいており、学校教育が生涯学習の基礎を培うという役割を明確に示している。同時に、教育の目的を実現するために、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携及び協力の必要性を強く打ち出している。

さらに、平成20(2008)年6月11日に施行された社会教育法においては、社会教育と学校教育との連携を規定するとともに、学齢児童生徒を対象にした事業を教育委員会の事務として新たに規定している。

このような情勢において、小学校教育18年(教頭3年、校長4年を含む)、教育行政15年(社会教育13年、学校教育2年)の経験をもとに、生涯学習社

会における小学校経営はどうあればよいかについて、現在勤務している学校の取組を中心に考察する。また、学校教育との関連で、今後の社会教育行政の方向性についても考察する。

2 法改正と学校教育

ここでは、教育基本法、学校教育法、社会教育法、図書館法、博物館法のそれぞれの改正を受けて、生涯学習の観点から学校教育がどのように推進されなければならないかを考える。

1) 教育基本法の改正

教育基本法第3条で生涯学習の理念が示され、これからの目指す社会が生涯学習社会であることが明確になった。これにより、学校教育は、生涯学習社会の実現に向けて生涯学習の基礎を培うという重要な役割を担うことになる。

同法第5条第2項では、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」と規定され、小・中学校における教育は、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われることが示された。

また、同法第6条の学校教育では、第2項で「前項の学校においては、…（略）…、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」と規定され、学校教育においては、生涯学習の基礎である「自ら進んで学習に取り組む意欲を高める」ことを重視して行われなければならないことが示された。

さらに、同法第13条では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」が新たに規定され、第1条及び第2条の教育の目的と

目標を達成するために、学校、家庭、地域住民その他の関係者が相互に連携・協力することが努力義務として示された。

2) 学校教育法の改正

学校教育法第21条の普通教育における目標では、第1号で「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」、第2号で「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。」、第3号で「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が新たに規定された。

この第1号及び第2号では、「学校内外における」が共通して用いられている。このことから、学校教育では、社会的活動や自然体験活動を促進してそれぞれのねらいとする態度を養うために、学校内にとどまらず、学校外での教育活動を積極的に行うことを求めている。また、第3号を含め、「寄与する態度を養う」という結びから、活動等を通じて社会への参画意識を醸成し、学習の成果として社会貢献活動への発展を期待していることがうかがえる。さらに、第1号では「主体的に」、第3号では「進んで」という表現が用いられていることから、「自主性」や「主体性」を重視した教育活動を求めている。

同法第4章小学校では、第30条で「小学校における教育は、…（略）…第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」と規定し、同条第2項で「前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」と規定している。これは、生涯学習の理念に基づいた条文であり、小学校教育が生涯学習の基礎を培う重要な教育の場であることを改めて示している。

また、同法第31条では「小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、

特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。」と規定し、平成13(2001)年の学校教育法の一部改正における体験活動の充実にともに、活動に当たっては社会教育との連携に十分配慮する必要性があることを引き続いて示している。

さらに、同法第43条で「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」が規定され、小学校における教育活動等の情報を積極的に保護者及び地域住民等に提供し、学校が保護者や地域住民に開かれたものとなることを求めている。

3) 社会教育法の改正

平成20(2008)年6月11日に改正された社会教育法は、社会教育が生涯学習の振興に寄与することを明記しているとともに、学校教育との関連を強く打ち出しているところに大きな特徴がある。

同法第3条第2項では、国及び地方公共団体の任務として「生涯学習の振興に寄与すること」が明記されている。また、同条第3項では「国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。」と規定し、社会教育と学校教育との密接な関連性を述べ、学校教育との連携及び協力の促進を求めている。

また、同法第5条の市町村の教育委員会の事務では、第13号で「主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること」が新たに規定され、学齢児童及び学齢生徒を対象とした事業の実施が市町村教育委員会の事務として明確

に示されている。また、同条第15号で「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること」が新たに規定され、社会教育における学習成果を学校等で活用するように促している。

さらに、同法第9条の3の社会教育主事及び社会教育主事補の職務では、第2項で「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」と規定し、社会教育主事が学校の求めに応じて必要な助言を行うことができるようになった。今後の社会教育主事の役割は、生涯学習を振興するとともに、学校教育との関連においても一層重要な役割を担うこととなる。

4) 図書館法・博物館法の改正

平成20(2008)年6月11日に施行された図書館法及び博物館法においても、学校教育との関連が見られる。

図書館法第3条では、「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、…(以下省略)…。」と規定し、学校教育への援助が明確に示されている。また、同条第9号では「学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること」と述べられ、改正前と同様に学校教育との連絡・協力について規定している。

博物館法においても、第3条の博物館の事業では、第11号に「学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること」と規定し、改正前と同様に、学校教育との協力が示されている。

3 生涯学習の観点に立った小学校での実践

1) 新潟市教育ビジョンを受けて

平成19(2007)年4月に政令指定都市となった新潟市では、新潟市教育ビジョン(基本構想・基本計画)の中で重点的な取組として五つの「学びの扉」⁽¹⁾を掲げ、その筆頭に「学・社・民の融合による教育」を挙げている。また、平成19年度から3年間の前期実施計画では、「学・社・民の融合」の考え方を根幹に据えて策定している。新潟市では、「学・社・民の融合」を「学校教育と社会教育、地域住民や地域課題に取り組む団体など民間とが一体となって教育活動を進めること」と捉えており、生涯学習の考え方が大きく反映されている。具体的な施策としては、「地域と学校パートナーシップ事業」、「ふれあいスクール事業」、「セーフティスタッフ事業」等を実施しており、市内の各学校では新潟市教育ビジョンの具現化に向けて社会教育、地域住民、関係機関・団体等との連携を強力に推進している。

施策の一つである「地域と学校パートナーシップ事業」では、地域と学校が手をつなぎ、共に歩むことで地域と学校が活性化し、子どものために地域ぐるみの教育が行われることを目指している。この事業を通じて、学校では「①地域人材を生かした多様な学習活動が可能になる。②休み時間や放課後も含めた多様な教育活動が可能になる。③自分たちの学校として、教育活動、学校運営に対する地域の関心と期待が高まり、特色ある学校づくりができる。」、また、地域においても「①学校が地域にとって、もっとも身近な『学びの拠点』となる。②学校施設の有効利用により、学校が趣味や特技を生かせる住民の自己実現の場となる。③地域の大人と子どもとの交流、ふれあいが盛んになる。」と考えている。

私の勤務する学校では、平成20年度から「地域と学校パートナーシップ事業」の指定を受け、地域教育コーディネーターを配置し、「学・社・民の融合による教育」を推進している。

2) 新潟市立万代長嶺小学校における取組

ア 学校教育ビジョンの保護者・地域への周知

学校では、学校経営の方針を分かりやすく図式化して示した「万代長嶺小学校教育ビジョン」を作成している。その中で、目指す子ども像を「たくましく生きる万代長嶺の子」とし、生きる力を身に付けながら、命の大切さを知り、自分を生き生きと表現している子どもを目指している。また、目指す学校として「楽しく学べる学校」と「開かれた学校」の二つを掲げている。

学校では、この学校教育ビジョンをPTA総会や地域住民の集会等を利用して、保護者や地域住民に理解していただくように努めている。また、地域の社会教育施設等にも配付するとともに、学校のホームページにも掲載して理解を得るように努めている。

保護者や地域住民、社会教育施設等との連携を推進するためには、学校の経営方針に基づく取組や児童の実態等をきちんと伝え、学校を理解してもらうことが重要であると考えている。

イ「学・社・民の融合による教育」を推進するための組織

① 生涯学習主任の配置

平成20年度の校務分掌に、学校で地域との窓口となる担当者として「生涯学習主任」を新たに位置づけた。生涯学習主任の役割は、「教育活動において、保護者や地域との連携が必要な事項を整理し、学校からの依頼・要望事項を取りまとめて一元化する」、「学校に対する保護者や地域からの要望等の窓口となる」、「校内人材バンクを整理するとともに、地域人材の活用を図る」、「学校目標達成のために、地域との連携による効果的な教育活動を開発する」、「地域教育コーディネーターと密接に連絡を取り合い、学校と地域間で情報を共有するように努める」などである。まだスタートして半年にならないが、これまでに「校内における地域指導者を必要とする教育活動の整理」、「地域理解のための教職員研修の企画」、地域教育コーディネーターと連携して「臨時の給食調理員探し」、「地域の達人クラブを設立し、地域人材に学ぶ活動を展開」、「公民館との融合事業の検討」等を行っている。

② 地域教育コーディネーターの配置

学校では、学校と地域との連携をより強めるために、平成19年度に地域事情に詳しくPTA役員の実験者でもある人から「学校と地域を結ぶ教育

コーディネーター」を無償でお願いしていた。平成20年度に当校が新潟市の「地域と学校パートナーシップ事業」の指定を受けることになり、今までお願いしていた人が「地域教育コーディネーター」として配置されることとなり、引き続いて週3～4日学校内の一室で勤務している。

地域教育コーディネーターは、「学・社・民の融合による教育」の推進において、社会教育、地域住民や地域課題に取り組む団体など民間の学校に対する窓口として重要な役割を担っている。

現段階における取組としては、「各教科、総合的な活動の時間、特別活動、学校行事、教員研修などにおける地域指導者の発掘と依頼」、「学校と公民館・図書館事業との連絡・調整」、「地域のコミュニティ協議会や中学校区青少年育成協議会主催の児童対象事業の連絡・調整」などを行っている。また、社会教育関係者や地域住民が気軽に立ち寄れる場所にもなっている。今年度中には、校内人材バンクと連動した地域人材バンクの作成、クラブ活動等における学校と公民館との連携・融合事業の企画、学校行事と地域行事等との調整作業などを行うことにしている。

③ 学校、保護者、地域住民等を交えた組織

学校では、保護者や地域住民、専門的立場の学識経験者などから、学校運営に対して幅広く意見を聞くために、「学校評議員会」、「学校保健委員会」、「パートナーシップ推進会議」を組織している。

これらの会議では、学校の経営方針を示すとともに、学校課題を解決するために取り組んでいる内容や児童の実態を明らかにし、それぞれの立場から多くの意見をいただくように努めている。また、出された意見や要望等を学校運営に反映させるように努めている。

その他、児童委員・民生委員との懇談会を開催し、学校外での児童の様子等について、意見を聞く機会を設けている。

ウ 法改正の趣旨及び生涯学習を理解するための研修

① 教職員を対象にした研修

学校において、教職員が生涯学習についてきちんと理解をしている必要があると考えている。そこで、校内研修において自らが講師となり「教育基本法改正の内容」、「生涯学習の理念」、「小学校教育と生涯学習の関係」について理解を深める機会を設けている。平成19年度には2回の研修会を

実施したためか、生涯学習主任の配置がスムーズに行われたと考えている。

平成20年度には、教育基本法の改正を踏まえて施行された学校教育法について理解を深めるとともに、生涯学習の観点に立った学校教育をテーマに校内研修を実施する予定である。

このような研修を通して、教職員が生涯学習についての理解を深め、「学・社・民の融合による教育」の必要性を認識することで、地域にある施設や歴史・文化等に興味を示し、地域指導者や施設等の積極的な活用が図られ、児童にとって興味のある魅力的な教育活動が展開できると考えている。

② 保護者を対象にした研修

平成19年度に万代長嶺小学校PTAの主催で、「校長と語る会」が昼・夜の2回実施された。そこでは、教育基本法改正など最近の教育改革の動向と学校の取組について説明を行うとともに、生涯学習の理念や家庭教育に関する内容で話し合うことができた。

児童の成長を支援するためには、保護者や地域住民の協力が必要であり、今後とも、PTAの集会や研修会等の機会を利用して、生涯学習の理念や「学・社・民の融合による教育」について理解していただくように努めていきたいと考えている。

エ 公民館及び地域住民と連携した取組

① 学校で公民館主催の家庭教育学級を開設

平成19年度から公民館からの依頼で、午前の授業時間帯に自らも講師を務めるなどして「児童期の家庭教育学級(5回シリーズ)」を開設している。今年度で2年目になるが、受講された方から児童の授業の様子を実際に見たり、休憩時間に児童とふれあったりして、学習内容が深まったと大変好評を得ている。学校としても、児童の様子や学校の教育活動を理解していただくよい機会になっている。

② 地域住民と連携した取組

当学区の地域コミュニティ協議会では、児童の安全を確保しようと、登録者80名以上の地域住民が児童の登・下校を見守っている。また、平成19年度には、文部科学省委託「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」で中学校区がモデル地域の指定を受けるなど、子どもたちの安心・安全を確保

するための活動を活発に行っている。

その他にも、「夏祭り」、「健康ウォーク」、「ボウリング大会」等の子ども対象の事業を多く実施している。これらの事業では、PTAを巻き込んでいるところに特徴がある。

地域コミュニティ協議会主催の事業が、学校、保護者、地域住民が一体となった活動になっており、三者の関係を深める機会にもなっている。

4 今後の学校経営における課題

これからの学校経営における課題を次のように考えている。

ア 教育振興基本計画に基づく学校経営

教育基本法第17条第1項に基づいて、平成20（2008）年7月1日に策定された教育振興基本計画に示された内容と小学校経営の現状を照らし合わせる中で、今後の学校経営の在り方を検討していきたい。

また、同法同条第2項により、今後は地方公共団体において、国の教育振興基本計画を参酌して教育の振興のための施策に関する基本的な計画が策定されることになる。その地方公共団体が策定する計画の動向を見極めながら学校経営を行っていききたいと考えている。

イ 新学習指導要領に基づく学校経営

学校教育法施行規則第52条の規定に基づき、平成20（2008）年3月28日に小学校学習指導要領が告示された。施行は、平成23（2011）年4月1日であるが、教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえた新しい学習指導要領の趣旨を理解し、移行に向けた取組を行う中で、学校経営を進めていききたいと考えている。

ウ 学習の成果を生かす場としての学校経営

保護者や地域住民等が、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を、教育活動で生かすことができるように学校経営を行っていききたいと考えている。そのために、生涯学習主任を中心として校内で検討を行うとともに、社会教育施設や関係する機関・団体等の意向を十分に反映させていきたい。

児童の成長を願う多くの地域住民が学校の教育活動に参画することで、「地域の学校」という意識が高まっていくと考える。

5 社会教育行政関係者への期待

小学校における取組や教育行政での経験を通じて、社会教育行政関係者に次のような取組を期待したい。

1) 生涯学習と社会教育との関係を明確にする。

社会教育行政関係者を対象とした研修会で講師を務めたとき、生涯学習と社会教育との関係をきちんと理解している人が少なかったことに驚いた。また、「生涯学習＝社会教育」と思っている人が多いとも聞く。

平成10（1998）年9月の生涯学習審議会答申「今後の社会教育行政の在り方について」において、「社会教育行政は、生涯学習社会の構築に向けて中核的な役割を果たさなければならない」と述べられている。そして、社会教育法の改正において、社会教育が生涯学習の振興に寄与することが明示された。このような中、社会教育行政に携わっている人が生涯学習と社会教育との関係について十分な理解が図られていないことは、今後の生涯学習の振興において大きな問題である。

社会教育行政関係者に対する「生涯学習の理念」、「生涯学習と社会教育」、「生涯学習社会における社会教育の役割」に関する研修機会が早急に求められる。

2) 学校教育についての理解を深める。

社会教育法の改正で、学齢児童及び学齢生徒を対象とした事業の実施や学習成果の活用としての学校、体験活動における学校教育との連携など、学校教育との連携がますます重要になっている。

しかし、現状において社会教育行政関係者は、学校教育についてどの程度理解しているであろうか。連携・協力関係を深めていくためには、積極的に学校に出向き、学校教育がどのように行われているかを十分に把握する必要

がある。学校が社会教育に対して何を求めているかを知るとは、学校教育との連携を図る上でも大切であり、社会教育の振興にもつながっていくと考える。

3) 生涯学習の振興における中核としての自覚と自負を持つ。

社会教育行政関係者には、生涯学習の振興の中核を担っているという自覚と自負を持ってほしい。近年、青少年教育や女性教育などが首長部局に移管されたり、予算削減により公民館や図書館、博物館、体育館などにおける事業が縮小されたりしている中で、社会教育行政関係者の意欲が失われてきているのではないかと危惧している。

社会教育行政関係者は、教育基本法及び社会教育法の改正を大きな転機と捉え、都道府県や市町村における生涯学習振興計画の策定に努めるなど、地方公共団体において生涯学習振興の中核となって取り組んでほしい。

4) P T Aとの強い連携・ネットワークを図る。

学校教育と社会教育との連携において、大きな役割を担うのがP T Aであると考え。これまで、社会教育行政関係者にとって社会教育団体であるP T Aとの連携が十分に図られてきていなかったのではないだろうか。

P T Aは、学校教育と密接な関係を持っているとともに、地域とのつながりも強い。当校では、P T Aが学校と地域とを結ぶ重要な役割を果たしている。今後は、社会教育行政においてP T Aとの強い連携・ネットワークを図り、学校教育関係者や地域住民とのつながりを深めていく必要がある。

P T Aとの連携・ネットワークは、社会教育の振興に大きな影響を与えると考え。

5) 社会教育主事を専門職として積極的に活用する。

社会教育の振興における大きな課題は、社会教育主事が専門職として社会教育行政に生かされていないことである。社会教育法に規定されている社会教育主事の役割を果たすことができるように、国が法律に基づいた指導・支援を行うことが必要である。

また、社会教育主事は、生涯学習の振興や学校教育との連携に積極的にか

かわって指導と助言を行い、社会教育主事の必要性和存在感を高めていくことが求められる。

6 生涯学習社会における小学校経営

1) 生涯学習の基礎を培う教育

今後の学校教育は、目指す生涯学習社会の実現に向けて、生涯学習の基礎を培うという重要な役割を担うこととなる。小学校教育は、文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領に基づいて行われているが、現行及び平成23年度からの新学習指導要領においても、生きる力を培うことを基本的なねらいとしている。生きる力は、生涯学習の基礎的な資質であり、その力の育成は生涯学習社会の実現に向けてますます重要となる。

今後の小学校経営では、生涯学習の理念を十分に理解し、家庭や地域住民、社会教育関係者等との連携をもとに、生涯学習の基礎となる生きる力の育成に一層努めていくことが求められる。また、各教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの教育課程の編成においては、生涯学習の基礎を培うという視点を明確にして取り組んでいくことが重要である。

2) 地域に開かれた学校運営

生きる力の育成のためには、学校教育においてだけではなく、家庭や地域住民、社会教育関係者等が相互に連携してはぐくんでいく必要がある。そのためには、学校の情報が連携先にきちんと伝えられ、同時に、連携先からの情報が随時学校に入り、相互に情報が共有されていることが大切である。

今後の小学校経営では、今まで以上に地域に開かれた学校運営を推進し、保護者、地域住民、有識者等から学校運営に対して意見を聞く場を多く設け、その意見や意向を学校運営に反映させていく必要がある。

3) 学校と地域を結ぶ組織

学校と地域との連携を推進するために、学校では、窓口となる教員を校務分掌に位置づけることが大切である。学校側の窓口を明らかにすることで、

地域の方々からの情報や相談をまとめて入手することができ、地域との連携が一層図られると考える。また、学校に対する地域側の窓口として「地域教育コーディネーター」などの配置が効果的である。

学校の窓口となる教員と地域側の窓口である地域教育コーディネーターが十分に情報交換を行うことで、学校、家庭、地域との連携が一層深まっていくと考える。

さらに、社会教育主事が学校からの情報を積極的に入手し、学齢児童の学校外での活動を充実させることで、学校の教育活動との連続性や発展性が図られることになる。

今後の小学校経営では、社会教育主事の活用とともに、学校と地域を結ぶ組織体制をきちんと整備していく必要がある。

4) 教職員の意識改革

教職員が生涯学習の理念をきちんと理解する必要がある。新潟市では、管理職を対象にした「学・社・民の融合」に関する研修会を実施しているが、今後は、各学校で教職員を対象に「生涯学習の理念」や「学・社・民の融合」を理解するための研修を行っていく必要がある。それにより、地域活動や社会教育に対する理解・関心が高まり、地域との連携による教育活動が一層充実していくと考える。

また、教職員は、学校職員であると同時に、地域住民であるという意識をしっかりと持つ必要がある。生涯学習社会においては、自分の住んでいる地域の事業に進んで参加し、教職員としての専門性を生かした活動を行っていくことが求められる。

今後の小学校経営では、生涯学習の理念を理解し、「教育活動を充実させるために、地域活動や社会教育に対する理解を深めようとしている教職員」、「自らが専門性を生かして地域活動に積極的に参加している教職員」となるように意識改革を図っていく必要がある。

5) 学社連携・融合事業の開発

公民館や図書館、博物館、体育館など社会教育施設と連携・融合した事業は、専門的な指導者と専門施設を活用した授業となり、児童の学習意欲の高

まりと社会教育施設に対する理解の深まりが期待できる。また、学校教育関係者と社会教育関係者とのつながりが強まることが期待できる。

さらに、学校教育と社会教育とがそれぞれに持っているノウハウを共有できたり、学習する場が広がったりするなど、多くのメリットがある。

今後の小学校経営では、社会教育施設との連携をもとに学社連携・融合事業の開発に努め、地域の教育力を活用した特色ある教育活動を展開していくことが求められる。

6) 生涯学習の場としての学校

学校は児童に対する教育活動を行うための施設であることはもちろんであるが、保護者や地域住民の生涯学習の場でもあると考える。

現段階においても、体育館やグラウンド、特別教室などが地域住民に利用されているが、今後は、学校で教育活動を行っている時間帯を含めて積極的に地域に開放していく必要があると考える。

そのためには、特別教室、会議室、プールなどの学校施設を地域住民が利用できるように改善したり、管理が容易になるように整備したりする必要がある。また、保護者や地域住民が参画する教育活動を行っていく必要がある。

今後の小学校経営では、学校を児童だけではなく、保護者や地域住民にとっても学ぶことができる「生涯学習の場」としての学校にしていくことが求められる。

7 結びに

生涯学習社会における小学校経営はどうあればよいかについての結論は、学校が児童だけの学習活動に活用されるのではなく、保護者や地域住民にも積極的に活用され、児童・保護者・地域住民が「私たちの学校」と言える生涯学習の場としての学校となることである。

そのために、学校経営では、すべての教職員が目指す生涯学習社会がどのような社会であるかを理解していることが重要である。その上で、生涯学習の基礎である「主体性」・「学ぶ楽しさ」・「学びの応用」を身に付けさせる教

育を真剣に行っていくことが必要である。また、学校教育で目指している「生きる力」をはぐくむために、保護者、地域住民、社会教育関係者等との連携を一層深めていくことが必要である。

各学校において、日常的に保護者や地域住民等が参画する教育活動が展開され、保護者や地域住民等が学校を身近に感じ、「子どもたちのためにできることを」という意識が多くの方々に持たれたとき、学校が「地域の学校」になると考える。そして、学校を保護者や地域住民等が自らの学ぶ場として活用することで、児童・保護者・地域住民にとって生涯学習の場としての学校になっていくと考える。

最後に、法改正と学校教育との関連について述べてきたが、私自身、生涯学習社会の実現に向けて学校教育と社会教育とを結ぶ推進役として一層努力していきたいと考えている。

注

- (1) 「新潟市教育ビジョン」の中で、教育を進めるための重点的な取組として、「学・社・民の融合による教育を進めます」、「確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくみます」、「可能性と個性を伸ばす特別支援教育を推進します」、「生涯を通じて学び育つ活動を支援します」、「教育関係職員の力量形成と校種間連携を進めます」の五つを「学びの扉」として設定している。